

令和6年5月9日小矢部市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年5月9日(木)

8時57分～9時54分

2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)

3 議 事 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について 3件
議案第8号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について 1件
議案第9号 農用地利用集積計画の制定について
議案第10号 農用地利用集積等促進計画の制定について

4 協議事項 なし

5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 18名

1番 田 悟 敏 子	10番 山 崎 外 喜 雄
2番 三 輪 和 雄	11番 和 田 由美子
3番 吉 江 秀 一	12番 渋谷 達 也
4番 石 丸 正 明	13番 西 村 一 成
5番 宮 西 勝 昇	14番 中 田 栄 信
6番 加 賀 谷 良 雄	15番 高 橋 賢 治
7番 木 村 鉄 雄	16番 山 本 克 博
8番 唐 島 隆 夫	17番 大 浦 正
9番 加 藤 裕	18番 福 原 智 子

欠席委員 19番 水 上 龍 二

令和 6 年 5 月 9 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さんおはようございます。田植え作業の最盛期という時期で、いつもの通常の時間よりも、午前 9 時からということで早くさせていただきました。 ただいまから小矢部市農業委員会 5 月総会を開催したいと思います。ただいまの出席委員は、18 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、欠席委員は、水上委員さん 1 名となっております。 本日の議事録署名委員を指名したいと思います。 3 番の吉江委員さんと 4 番の石丸委員さんをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 5 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 6 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」計 1 件 ○議案第 7 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 8 号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」計 1 件 ○議案第 9 号 「農用地利用集積計画の制定について」 ○議案第 10 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、6 件の付議議案となっております。 それでは、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 2 番と 3 番について関連がありますので、併せて事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書 1 ページをご覧ください。 受付番号 2 番は、交換による所有権移転を行おうとするものです。 申請番号 2 の〇〇さん、1011㎡で 6 筆ございます。位置図については、1 ページから 3 ページをご覧ください。

	続きまして、受付番号3番は、同じ方々同士で、交換による所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は4筆で、合計面積は1,220㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、4ページから7ページをご覧ください。 こちらについて、農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件について許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	それでは、ただいまの件について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番と3番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ご報告申し上げます。双方の農地の無償交換という形であります。〇〇さんが所有されているものを〇〇さんへ、〇〇さんが所有されているものを〇〇さんへという交換であります。面積に関しては1011と、1220㎡の交換であります。土地の面積の差については、双方の方達の話し合いにより納得済みというか了解されておまして、最初から差があることはみな理解をしているということでございました。 〇〇さんは自分の宅地の後ろの方にある農地を、〇〇さんが持っておられるのを、自分の方に譲ってくれと、〇〇さんは、ちょっと離れているところに〇〇さんの農地があったのを私らの方でみるよということで、交換されたということであります。 現実的にも交換して農地を耕作されておられるという状況であります。 何にしても、当の本人たちが納得の上での交換でありますし、今後とも農地として維持管理をしていくという確認もして参りましたので、この交換について、ご承認をいただければと思います。 以上であります。
会長	ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。

会長	それでは、受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は3筆で、合計面積は306㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、8ページから9ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件について許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、受付番号4番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。
〇〇委員	9ページを見ていただいて説明したいと思います。5月4日の日に〇〇さんのところに伺いましてお話を聞きました。また、4月21日の日に〇〇さん、ご令息の〇〇さん、それと町内会長をしている〇〇さんにお話を聞きました。 それでですね、9ページに申請地が書いてありますが、この現地を見ますと、畑でずっと作っておられたらしいですが、この図面にある水路というものは、現況にはございません。で、地番の663-2というところは竹林になっています。それから、その横の685かな、これは樹園地にみたいなものになっております。この周辺に水路と道があるのですが、これは現況にはありません。 ということで聞きますと、前は田渡しで田んぼをしておられたのだけど、水路とかそういうものが無いものだから、畑で〇〇さんは農業をしておられたようです。それで決してこれ優良農地とは言えないのですが、なぜ取得されるかという、その隣接地ですね、この図面からいくと、661、670-1のところに、ご令息の住宅を建てる計画があって、そうすると、ここの部分になかなか宅地を通してしか行けないということで、〇〇さんに譲ってくれないかということを打診したところ、快く譲ってもいいというふうに言われたそうです。 それでこの〇〇さんですが、60a近くの農業をしておられるのですが、近年は30a近く、どなたかの田んぼを請け負ってやっているとい

	うふうにおっしゃっています。 それでこの辺の農家、個人的にやっている人みなさん、苗は買って おられるのですが、〇〇さんの家は苗も作っておられるということ で、熱心な農家ではなかろうかというふうに思います。それで、当面 農地として利用したいということをおっしゃられます。 一方の〇〇さんですが、この方は75a ということで、この方も熱心 な農家で、いろんな農地を譲り受けたというふうな色々な話がある のだけど、私には断固反対される、非常に農業を大事にしておられる 方ですが、同じ地域でもあるし、ということで譲り受けることに今納 得されたということです。 私の調査は以上でして、〇〇さんは熱心な農家でやりたいとい うことをおっしゃられるので、格段問題は無いのではないかなと 感じました。 以上です。
会長	ありがとうございました。 ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第5号については「承 認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第5号については「承認」とい たします。 続きまして、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請につ いて」、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第6号の「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説 明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号2番は、申請人が〇〇さんで対象の農地は2筆で合計面積 が330㎡となっており、分家住宅敷地のため転用を行おうとするもの です。位置図については、10ページから13ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接 続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能で す。

会長	この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	では、ご報告申し上げます。この申請人の〇〇さん、この分家住宅を建てる経緯につきましては、今の母屋自身がだいぶ古くなっていて、本当のことを言うと壊して建て替えてもよかったのだけでも、母親が非常に愛着があってここに住みたいという要望があることと、話を聞いていますと、結構高低差もあるし、本当はバリアフリーの家にしたいので、それを建てたいのですが、建て替え中どこかに引っ越して生活するというのもちょっと苦しいというのもありましたので、一部農地を潰してこちらの方に分家の住宅を建てて住みたいということでありました。 最終的に、母親もだいぶ高齢ですので、亡くなったり、或いは施設に入られたりした後については、現有の住宅を取り壊して、その部分の面積につきましては農地にまた戻したいというふうな意向を話されておりましたので、まあ考え方としては妥当ではないかなというふうに受け取ってまいりました。 以上です。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第6号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第6号については「承認」といたします。 続いて、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」、及び関連がありますので、議案第8号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」併せて事務局より説明をお願いいたします。

事務局	議案第7号の「農地法第5条の規定による許可申請について」及び議案第8号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明します。議案書はまず5ページの事業計画変更承認申請をご覧ください。 受付番号1番につきましては、当初計画者が〇〇さんと〇〇さんで、事業継承者が〇〇さんです。 位置図の15ページをご覧ください。315番3、315番4、315番2が記載してあります。315番3につきましては住宅用地として平成21年に許可を得て〇〇さんの所有地となっており、315番4につきましては、元々315番2の地番でございまして、〇〇さんが住宅用地として平成21年に許可を得て〇〇さんの所有地となっております。ですが、〇〇さんにつきましては、別に空き家を購入されたということで、こちらに住宅を建てられないということになり、315番2と315番4に分筆して、315番2の方は別の方が所有者となって今住宅を建てられるという状況です。その後計画変更により貸駐車場用地として計画されておりましたが、〇〇さんは住宅を建設する見込みがなく、貸駐車場を借りる人も見込めないなか、今回住宅敷地として〇〇さんから申し込みがあったため、計画変更をして〇〇さんに所有権移転を行おうとするものです。 続きまして、議案書3ページをご覧ください。 受付番号1番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さん外1名で譲受人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が296㎡となっており、住宅敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから16ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、議案第7号と議案第8号の受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それでは調査報告申し上げます。今ほど事務局からも概要説明ありました通りなのですが、平成21年2月ですね、当時、譲渡人〇〇様から、譲受人〇〇様、〇〇様、お2人のご関係は〇〇さんと〇〇さんは息子さんということでお聞きしております。その形で譲り受けられて、宅地にするつもりで造成工事をされておりました。

	その経緯の中で、平成29年に計画が途中変更になり、29年にその土地を買いたいということで、住宅を建てたいという方がお見えになり、そちらの方の宅地に現在建物が建っていると、地図上では〇〇さんですね、建築されております。その残りのところで、今回〇〇様からの要望があり、事業計画の変更と併せて第5条による転用の届出をしたいということで、お話を伺いました。 当初からそういう形の造成をされて、今現在はもう草が生えている状況で、特に近隣の方とのトラブルは無いみたいですが、その辺もあり、早急に宅地化したいという形で、建設会社さんの方も決まっておるみたいなお話をされておりました。それで用排水路ですね、その辺の形ものもきちっとされているような状況で、特に大きな問題は無いかなということで、地域の同意も取っていらっしゃるようですので、ご承認のほど、よろしくお願いいたします。 以上です。
会長	ただいまの件について、説明いただきましたけれども、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号1番について、質問が無いようですので、受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号2番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さんで借人が〇〇さんです。対象の農地は2筆で合計面積が316.33㎡となっており、分家住宅のため転用を行おうとするものです。位置図については、17ページから20ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域であるため、第3種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご報告申し上げます。この〇〇さん、今、〇〇の方に仮住まいをしておられますが、そろそろ家を建てたいという計画をされたときに、お父さんの方から、「じゃあここに建てりゃどうや」というふうなお話で、土地の提供を申し出てこられたそうです。で、本家というか、親元の近

	くの方がいいかなというような思いもありまして、実際その横に畑をしておられたのですけれども、そこを宅地として建てていきたいというふうな思いでおられました。 何分にも親御さんはまだ 60 代前半なのでまだ大丈夫だと思いますが、10 年ほどするとどうなるか分からないと、できるだけ親御さんと協力をしながら、自分のところの空き地と農地等を維持管理していきたいというふうなお話でございました。 この地域は、都市計画法と言いますか、住宅造成の地域でもありますし、各種町内会等も皆様方の承諾も得てございますので、何も問題はないのではないかなと思っております。何とか承認をお願いいたします。 以上であります。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	受付番号 2 番について、質問が無いようですので、受付番号 3 番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 3 番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さんで譲受人が〇〇さん外 1 名です。対象の農地は 1 筆で面積が 286㎡となっており、一般住宅用地のため転用を行おうとするものです。位置図については、21 ページから 24 ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、都市計画法の用途区域であるため、第 3 種農地となりますので、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。
会長	それでは引き続き、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 3 番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ご報告申し上げます。〇〇さん、この方、実家は〇〇の方とおっしゃられまして、〇〇だけでも、今夫婦共々〇〇に勤めていて、小矢部市内で家を建てたいという思いであるということでした。 それで、今借家住まいをしておられますけども、家族が増えるということでありまして、どういうことかなと思って聞いておりましたら、子らの部屋も必要であるというような話でありました。できれば今現在のところから遠く離れたくないというところで探し求めている

	ところ、僅か100m余り200m以内で土地がありましたので、そこを打診したところ、快く了承をいただけたということで、そちらの方に家を建てたいと。 で、その土地はもう正直言いまして、農地としては使用していないという状況でした。一部土砂が入っていたりして、もう埋め立てしやすいような状況にまでなっておりまして、何年も耕作していなかったなという状態になっておりました。 何にしても〇〇さんは、子供たちももう結構大きな子供でありますので、各子供らに一部屋にするにしても早急にしないと可哀そうかな、というような言い方もされておりまして、できるだけ早く対応していきたいというふうにおっしゃっておられました。 ご近所とのトラブルが無いようにとお願いいたしまして、それはもう心得ていますということでしたので、問題は無いのかなと思っております。ご承認いただけたらと思っております。 以上であります。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第7号及び議案第8号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第7号及び議案第8号については「承認」といたします。 続いて、議案第9号「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第9号の「農用地利用集積計画の制定について」ご説明いたします。 6ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、7ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が1件で、面積が11,737㎡であり、新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」は1件で面積が1,890㎡であり、新規となつ

	ております。「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は8ページに記載のとおりです。 これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですけれども、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第9号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第9号については「承認」といたします。 続いて、議案第10号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第10号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 9ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、10ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が3件で、合計面積が8,647㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」、「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は11ページに記載のとおりです。 これについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですけれども、ご質問等ございませんでしょうか。

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第10号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第10号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回は、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 12～14ページ 2) 非農地通知について 15～18ページ 3) 業務報告・予定 19ページ 4) その他連絡事項
会長	全般的に、今の報告事項等について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さんの方からお願いいたします。
職務代理	本日も総会の慎重審議ありがとうございました。これからコシヒカリ等の本番最盛期に入っていくと思いますので怪我とか無いように、また来月の総会も元気にみなさん出てきてください。 以上で終わります。
	－ 5 月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和6年5月9日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 3 番 吉 江 秀 一

4 番 石 丸 正 明